

住宅に関わる補助

住まいの補助金をご利用ください

村では、住宅に関わる費用の一部補助を行っています。補助金の交付を受けるためには条件がありますので、希望される方は、担当課までお問合せください。

新築住宅補助金

村内に新築する住宅の一部費用を補助します。

◆補助金額

- ・村内業者の施工 200万円
- ・村外業者の施工 150万円

◆補助を受けるための条件(一部)

- ・45歳以下で配偶者のいる世帯責任者
- ・家族が住むために建てた家である
- ・住宅の総面積は50㎡～200㎡
- ・世帯員に村税などの滞納がない
- ・村に10年以上居住すること



▶問合せ 建設課整備係 ☎25-3421

住宅リフォーム補助金

村内住宅の修繕、改築、増改築などの工事費用を補助します。着工前の申請が必要です。

◆補助金額

- ・村内業者(個人・法人)が行う工事費用の10%
最大20万円まで(1,000円未満切り捨て)

◆補助を受けるための条件(一部)

- ・村民が所有する村内の個人住宅
- ・世帯員に村税などの滞納がない
- ・他の助成制度を受けていない



▶問合せ 建設課整備係 ☎25-3421

木造住宅耐震診断者派遣事業

村内の木造住宅を対象に、耐震診断者を派遣し耐震診断を行います。

◆耐震診断費用

- ・申請者の負担はありません
(ただし、診断者の交通費は申請者負担)

◆補助を受けるための条件(一部)

- ・村内の平屋建てまたは2階建ての木造住宅
- ・昭和56年5月31日以前に着工された住宅または併用住宅(住宅部分の床面積が半分以上のもの)
- ・従来軸組工法によって建築されたもの
- ・世帯員に村税などの滞納がない



▶問合せ 建設課整備係 ☎25-3421

空き家解体補助金

村内の空き家解体工事費の一部を補助します。着工前の申請が必要です。

◆補助金額

- ・補助対象工事費用の1/2
最大50万円まで

◆補助を受けるための条件(一部)

- ・個人が所有する一戸建てまたは併用住宅
- ・1年以上居住していない
- ・所有権以外の権利が設定されていない
- ・他の助成制度を受けていない



▶問合せ 企画課広報統計係 ☎25-3442